表16．2

		縦通位置	
		FP	0.25L	0.25Lより後方
		L＞100m		
フリーボード甲板	第16規則(2)(a)の計算式	3.5ｔ／㎡		3.5ｔ／㎡
船楼甲板	3.5ｔ／㎡			2.6ｔ／㎡
		L＝100m		
フリーボード甲板	5ｔ／㎡	3.5ｔ／㎡		3.5ｔ／㎡
船楼甲板	3.5ｔ／㎡			2.6ｔ／㎡
		L＝24m		
フリーボード甲板	2.43ｔ／㎡	2ｔ／㎡		2ｔ／㎡
船楼甲板	2ｔ／㎡			1.5ｔ／㎡

(5)　全てのハッチ・カバーは、次のように設計するものとする。

(a)　(2)から(4)までに定める荷重に従って決定された最大応力と係数一・二五との相乗積は、材料の引張状態における最小の上降伏点強さ及び圧縮状態における限界座屈強さを超えてはならない。

(b)　たわみは、支点間隔の〇・〇〇五六倍以下に制限する。

(c)　ハッチ・カバーの上面を形成する鋼板の厚さは、スチフナーの心距の一パーセント又は六ミリメートルのうちいずれか大きいもの以上でなければならない。

(d)　適当な腐食余裕を含めるものとする。

（確保する装置）

(6)　風雨密を確保し、かつ、維持する装置であってガスケットと併用する締付け装置以外のものについては、主管庁が十分と認めるものでなければならない。

(7)　コーミングの上のハッチ・カバーは、いかなる海面状態においても水平方向に作用する荷重に耐えることができる方法で、閉鎖された位置に置かなければならない。

第十七規則　機関区域の開口

(1)　第一位置又は第二位置における機関区域の開口は、これに適当に枠を付け、かつ、十分な強さの鋼製のケーシングによって効果的にこれを閉囲しなければならない。ケーシングが他の構造物によって保護されていない場合には、その強さに特別の考慮を払わなければならない。ケーシングの出入口には、第十二規則(1)の要件に適合する戸を取り付けなければならず、その敷居の高さは、第一位置においては甲板上少なくとも六百ミリメートル、第二位置においては甲板上少なくとも三百八十ミリメートルでなければならない。ケーシングのその他の開口には、適当な位置に常設的に取り付けられた同等のふたを備えなければならない。

(2)　機関区域のケーシングが他の構造物によって保護されていない場合においては、第二十八規則の表28.2に基づくフリーボードより小さいフリーボードを指定された船舶については、両開きの戸（すなわち、第十二規則(1)の規定に適合する内側及び外側の戸）が要求されなければならない。六百ミリメートルの外側の敷居に関連して二百三十ミリメートルの内側の敷居を備えなければならない。

(3)　フリーボード甲板又は船楼甲板の暴露部にある全ての焚火（ふん）室口、煙突又は機関区域の通風筒のコーミングの甲板上の高さは、合理的かつ実行可能である限り、高くなければならない。原則として、機関区域に連続的に空気を供給するために必要な通風筒は、風雨密の閉鎖装置を備えることなく、第十九規則(3)の規定に適合する十分な高さのコーミングを有しなければならない。非常用発電機室に連続的に空気を供給するために必要な通風筒は、復原性の計算において浮力とみなされ、又は下方に通ずる開口を保護しているとみなされる場合には、風雨密の閉鎖装置を備えることなく、第十九規則(3)の規定に適合する十分な高さのコーミングを有しなければならない。

(4)　船舶の大きさ及び配置により(3)の規定が実行不可能な場合には、第十九規則(4)の規定に基づき風雨密の閉鎖装置を備えた機関区域及び非常用発電機室の通風筒のコーミングについてより低い高さとすることを、主管庁は、これらの区域に継続的かつ適当な通風を確保するための他の適当な装置と組み合わせることにより、認めることができる。

(5)　焚火（ふん）室口には、適当な位置に常設的に取り付けられた鋼その他これと同等の材料の強いふたで風雨密を保持することができるものを備えなければならない。

第十八規則　フリーボード甲板及び船楼甲板のその他の開口

(1)　第一位置若しくは第二位置にあるか、又は閉囲船楼以外の船楼内にあるマンホール及び平甲板口は、水密を保持することができる堅固なふたで閉鎖しなければならない。そのふたは、ボルトにより狭い間隔で定着するものでない限り、常設的に取り付けなければならない。

(2)　ハッチ、機関区域の開口、マンホール及び平甲板口以外の開口でフリーボード甲板にあるものは、閉囲船楼又はこれと同等の強さ及び風雨密性を有する甲板室若しくは昇降口室によって保護しなければならない。同様に、暴露した船楼甲板のこのような開口又はフリーボード甲板上の甲板室の上面のこのような開口で、フリーボード甲板下又は閉囲船楼内の場所に通ずるものは、効果的な甲板室又は昇降口室によって保護しなければならない。このような甲板室又は昇降口室の戸口であって下方に通ずる階段に通ずるものは、第十二規則(1)の要件に適合する戸を備えなければならない。また、甲板室内の階段が第十二規則(1)の規定に適合する戸を備える適切に造られた昇降口室によって閉囲されている場合には、外側の戸は、風雨密であることを要しない。

(3)　低船尾楼上の甲板室又は船楼の上面の開口であって、標準の高さ未満で、かつ、低船尾楼の標準の高さと同等の又はこれを超える高さを有するものは、認められる閉鎖手段を備えなければならないが、甲板室の高さが少なくとも船楼の標準の高さであることを条件として、この第十八規則に規定する効果的な甲板室又は昇降室口によって保護されることを要しない。船楼の標準の高さより低い甲板室上の甲板室の上面の開口は、同様の方法で取り扱うことができる。

(4)　昇降口室の戸口の敷居の高さは、第一位置においては、甲板上少なくとも六百ミリメートルでなければならない。第二位置においては、その高さは、少なくとも三百八十ミリメートルでなければならない。

(5)　上方の甲板からの通路装置がフリーボード甲板からの通路装置の代替手段として第三規則⑽(b)に基づいて備えられている場合には、船橋楼又は船尾楼への敷居の高さは、三百八十ミリメートルとする。フリーボード甲板上の甲板室についても同様とする。

(6)　上方からの通路装置が備えられていない場合には、フリーボード甲板上の甲板室内の戸口への敷居の高さは、六百ミリメートルとする。

(7)　船楼及び甲板室内の出入口の閉鎖装置が第十二規則(1)の規定に適合していない場合において、内部の甲板の開口は、暴露しているもの（暴露甲板に位置するもの）とみなす。

第十九規則　通風筒

(1)　第一位置又は第二位置の通風筒でフリーボード甲板下又は閉囲船楼甲板下の場所に通ずるものは、鋼その他これと同等の材料で堅固に造られ、かつ、甲板に効果的に取り付けられたコーミングを備えなければならない。第一位置の通風筒のコーミングの高さは、甲板上少なくとも九百メートルでなければならない。第二位置においては、通風筒のコーミングの高さは、甲板上少なくとも七百六十ミリメートルでなければならない。通風筒のコーミングの高さが九百ミリメートルを超える場合には、コーミングを特別に補強しなければならない。

(2)　閉囲船楼以外の船楼を貫通する通風筒は、フリーボード甲板に鋼その他これと同等の材料で堅固に造られたコーミングを備えなければならない。

(3)　第一位置の通風筒でそのコーミングが甲板上四・五メートルを超えるもの及び第二位置の通風筒でそのコーミングが甲板上二・三メートルを超えるものは、主管庁が特に要求しない限り、閉鎖装置を備えることを要しない。